



目次

- 概要
- 財務諸表開示
- GHG排出量指標
- 財務諸表以外のその他の開示
- 重要性およびセーフハーバー
- 開示場所、必要な期間および時期
- ICFRおよびDCP
- 監査および保証に関する考慮事項
- 影響を受ける企業および提出書類
- 経過措置
- 他の気候開示規則との比較

SECの画期的な気候開示規則の包括的分析

本Heads Upは、SECが司法審査待ちの最終規則の発効日を延期したことに関連して、2024年4月8日に更新されました。
[導入検討事項](#)セクションの説明をご参照ください。

概要

2024年3月6日、SECは**最終規則**¹を発表し、暦年末の大規模早期提出企業に対し、2025年12月31日に終了する年度の年次報告書から、新規株式公開 (IPO) の年次報告書を含め、登録企業が年次報告書および登録届出書に気候関連の開示を行うことを義務付けました。最終規則は、**規則案**²の要求事項からいくつかの主要な違いを反映しています。例えば、企業はスコプ3の温室効果ガス (GHG) 排出量の開示(すなわち、企業のバリューチェーン排出量の開示)を提供する必要がなくなり、財務諸表における開示要求事項が緩和され、開示および関連する保証要求事項を実施するための時間的余裕が生まれます。

財務諸表注記において、登録企業は次の情報を提供しなければなりません。(1)異常気象現象(sever weather events)およびその他の自然条件(other natural conditions)にかかる財務諸表上の特定の影響、(2)特定のカーボンオフセットおよび再生可能エネルギー証書 (RECs)、(3)異常気象現象やその他の自然条件、または開示された気候関連目標や移行計画に起因する、財務諸表上の見積りおよび仮定への重要な影響。これらの開示は、既存の財務諸表監査の対象となります。

財務諸表以外で要求される開示には、次のものが含まれます。

1 SEC最終規則 No.33-11275投資家のための気候関連開示の強化と標準化

2 SEC規則案 No.33-11042投資家向け気候関連開示の強化と標準化

- 規則案からの主な変更点

- 導入検討事項

- その他のリソース

- 連絡先

- 大規模早期提出企業および早期提出企業は、段階的に導入される保証要求事項に従うことを条件とした、重要なスコープ1およびスコープ2のGHG排出量
- 重要な気候関連リスクのガバナンスと監視
- 企業の戦略、ビジネスモデル、および見通しに対する気候リスクの重要な影響
- 重要な気候関連リスクのリスク管理プロセス
- 重要な気候ターゲットおよびゴール

SECのGary Gensler委員長は、最終規則に関する[声明](#)の中で、最終規則は「投資家に一貫性があり、比較可能で、意思決定に有用な情報を提供し、発行体には明確な報告要求事項を提供する」と述べています。

財務諸表開示

以下にて詳述するように、規則S-X第14条³は、財務諸表注記において、以下を含む特定の情報の開示を要求しています。

- 異常気象事象およびその他の自然条件による特定の財務諸表上の影響
- 特定のカーボンオフセットおよびRECs
- 異常気象現象やその他の自然条件、または公表された気候関連の目標や移行計画に起因する、財務諸表上の見積りおよび仮定への重要な影響

この開示はすべての登録企業(資産担保証券発行者を除く)に適用され、新興成長企業(EGCs)、小規模報告企業(SRCs)⁴、および外国登録企業を含みます。また、この開示は、連結財務諸表の範囲と統合的な方法で財務情報を利用し、同じ会計原則(米国会計基準、IFRS[®]会計基準等)に基づいて作成されるべきです。また、登録企業は、金額の計算に関連する重要なインプット、仮定、判断または方針決定を含め、投資家がどのように作成されたかを理解するために必要な文脈情報によって開示を補足しなければなりません。



点と点の接続

[監査に関する考慮事項](#)および[内部統制](#)の項で述べたとおり、財務諸表の開示は、既存の財務諸表監査および経営者の財務報告に係る内部統制(ICFR)の対象となります。これらの開示は、各登録企業の最も早い適用日から要求されることとなります(詳細については、[経過措置](#)のセクションをご参照ください)。登録企業は、適用日の前に、これらの開示に対処するための会計方針および内部統制の確立を開始すべきです。

³ 規則S-X第14条「財務諸表の影響」

⁴ SRCの財務諸表に関する規制S-X第8条「小規模報告企業の財務諸表」が改正され、S-X第14条の開示が求められるようになりました。

異常気象現象およびその他の自然条件の財務諸表への影響

登録企業は、「ハリケーン、竜巻、洪水、干ばつ、山火事、極端な気温、海面上昇」を含め、異常気象現象やその他の自然条件が財務諸表に及ぼす一定の影響を開示しなければなりません。すべての異常気象現象またはその他の自然条件は、それが気候変動によって引き起こされたものであるか、部分的に引き起こされたものであるかにかかわらず、この開示要求事項の対象となります。



点と点の接続

最終規則では、意図的に異常気象現象やその他の自然条件を定義していない代わりに、限定列举ではない例示のリストを示しています。登録企業は、何が異常気象現象またはその他の自然条件に該当するかを決定するための会計方針を策定し、その方針を特定の事実および状況に適用する際に判断を行う必要があります。

異常気象現象およびその他の自然条件の財務諸表への影響に関する開示は、異常気象現象およびその他の自然条件から生じる(1)発生時に費用処理された支出および損失（「損益計算書の影響」）、および(2)資本的支出および費用（「貸借対照表の影響」）の2つのカテゴリーに分けられます。最終規則は、これらの影響に関連する以下の考慮事項を提供します。

損益計算書の影響	貸借対照表の影響
以下の目的で発生時に費用処理された支出および損失	資本的支出および費用
<ul style="list-style-type: none">• 営業の修復• 事象またはその他の自然条件の影響を受ける資産または活動の再配置• 影響を受けた資産の撤去• 影響を受けた資産の修復• 影響を受けた資産にかかる減損損失の認識• 異常気象現象やその他の自然条件が事業運営に与える影響へのその他の対応	<ul style="list-style-type: none">• 営業の修復• 影響を受けた資産の撤去• 影響を受けた資産の交換または修復• 影響を受けた資産にかかる減損による簿価の減額• 異常気象現象やその他の自然条件が事業運営に与える影響へのその他の対応

帰属（Attribution）

集計および開示に反映される金額は、「会計年度中に登録企業の帳簿記録に記録された」取引でなければなりません。登録企業は、認識された影響が異常気象事象またはその他の自然条件に起因する程度を推定して、金額の割り当てや配分をすることを要求されません。むしろ、異常気象現象またはその他の自然条件が、支出、損失、資本的支出、費用、または回収(保険金等。後述の説明参照)を認識する「重大な要因（significant contributing factor）」である場合、登録企業はその全額を計算に含めます。例えば、窓のような建物の要素は、老朽化するにつれて損傷を受けやすくなるかもしれませんが、それらがハリケーンの結果として損傷を受けた場合、登録企業は、窓の老朽化が損傷にどのような役割を果たしたかを測定する必要ありません。その代わりに、登録企業は、ハリケーンが窓の修理または交換に関連して発生した費用および支出の重大な要因であったかどうかを評価します。ハリケーンが重大な要因であった場合、登録企業は、その全額を「損益計算書の影響」または「貸借対照表の影響」（該当する場合）に反映します。



点と点の接続

最終規則は「重大な (significant) 」を定義していません。ただし、米国会計基準で現在適用されている重大 (significance) の概念を認め、ASC 280⁵、ASC 323、ASC 810およびASC 820を引用しています。登録企業は、異常気象事象またはその他の自然条件が重大な要因である場合を判断するための会計方針を策定する必要があり、その際には、最終規則におけるASCの参照事項およびそのガイダンスの関連する解釈を考慮すべきです。ASCのトピックでは一般的に、重大 (significance) に関する「明確な境界線」は示されておりませんが(例：ASC 820)、ASC 323では、投資家が「投資...投資先の議決権付き株式の20%以上」を保有する場合には、その投資は重要な影響力 (significant influence) を有すると推定されるとしています。

開示の閾値

各区分の合計額がそれぞれの閾値を超える場合には、財務諸表注記において開示が要求されます。

- 損益計算書の影響 – 異常気象現象およびその他の自然条件の結果として発生時に費用処理された支出および損失の合計額。税引前利益(損失)の絶対値の1%または10万ドルのいずれか大きい方を閾値とする。
- 貸借対照表の影響 – 異常気象現象およびその他の自然条件の結果として認識された資本的支出および費用の絶対値の合計額。株主資本または欠損金の絶対値の1%または50万ドルのいずれか大きい方を閾値とする。

登録企業は、保険などによる回収を考慮する前に、合計額を決定しなければなりません。損益計算書および貸借対照表の影響の開示が要求される場合、登録企業は影響を受ける各財務諸表項目で認識された金額を個別に記載しなければなりません。同様に、これらの開示が要求される場合、登録企業は、影響を受ける財務諸表の表示科目ごとに認識された合計額(保険金等)を個別に記載しなければなりません。



点と点の接続

異常気象現象やその他の自然条件の財務諸表への影響を開示する場合、登録者は1%の閾値と僅少閾値(損益計算書の影響は10万ドル、貸借対照表の影響は50万ドル)のいずれか大きい方を使用します。これらの集計と開示に含まれる金額は、登録企業の財務記録に記録された取引ですが、登録企業は、この情報を特定して集計し、開示を作成するための適切なプロセス、手順、内部統制を整備する必要があります。

⁵ 参考文献であるFASB会計基準コディフィケーション (ASC)のタイトルは、デロイトの「[FASB会計基準コディフィケーションにおけるトピックおよびサブトピックのタイトル](#)」をご参照ください。

⁶ 固定資産等の資産計上された資産の償却または減価償却にかかる費用については、発生時に費用処理されていないため、含まれておりません。

開示例

例1

2027年12月31日現在、製造業者である登録企業Dの株主資本総額は5億5000万ドル、税引前利益総額は2億3000万ドルです。登録企業Dは、大規模な山火事による建物の損害に関連して500万ドルの費用を計上しました。さらに、ビルの建替費用として700万ドルを資産計上しました。さらに、ハリケーンの結果として、Dは嵐に先立って資産を一時的に移転するために発生した費用として200万ドルを支出しました。保険によりDは資産移転のための100万ドルの回収金を受け取りました。

山火事とハリケーンはどちらもDの定義する異常気象現象または自然条件に含まれます。さらに、Dは、これらの異常気象現象と自然条件が、支出、損失、資本的支出および発生した費用の重大な要因であると判断しました。開示が必要かどうかを判断するために、Dは次の計算を行います。

カテゴリー	当期末残高	開示閾値	山火事	ハリケーン	合計
貸借対照表影響額	株主資本 5億5000万ドル	550万ドル	1200万ドル*	—	1200万ドル
損益計算書影響額	税引前利益 (損失) 2億3000万ドル	230万ドル	500万ドル**	200万ドル	700万ドル

* 損傷した建物 (500万ドル) および建替の建物 (700万ドル) の資産計上額を表しています。

** 建物の減損に関連する費用 (500万ドル) を表しています。

貸借対照表および損益計算書の影響額はいずれも開示閾値を超えているため、Dは、影響を受けた項目を含め、両区分の異常気象事象およびその他の自然条件に関連する財務諸表上の影響を開示します。例えば、投資家が、情報がどのように作成されたかを理解するために必要な文脈情報に加えて、Dは以下の開示を提供することができます。

注記x—異常気象現象およびその他の自然条件に関連する財務諸表への影響

カテゴリー	貸借対照表		損益計算書		
	12月31日に終了した各会計年度		12月31日に終了した各会計年度		
	2026	2027	2025	2026	2027
資本的支出および費用:					
有形固定資産	—	200万ドル*			
費用処理された支出 および発生した損失:					
減損費用			—	—	(500万ドル)
売上原価			—	—	(200万ドル)

* 建替建物の資産計上額 (700万ドル) から、損傷した建物について認識された減損額 (500万ドル) を控除して計算。

登録企業Dは、受け取った保険金100万ドルを、2027年に終了した会計年度の損益計算書のその他の収益 (損失) 項目に計上しました。

カーボンオフセットおよびRECs

最終規則によれば、

- カーボンオフセットとは、「企業のGHG排出量を相殺する目的で計算され、追跡される方法による [GHG] の排出削減、除去、または回避」を意味します。
- RECは「発電され、電力網に供給される再生可能エネルギー電力の各MWh (1 MWhまたは1,000kWh) を表すクレジットまたは証書」です。

登録企業は、カーボンオフセットまたはRECsの利用が、開示された気候関連のターゲットまたはゴールを達成するための計画の重要な構成要素である場合、カーボンオフセットまたはRECに関する以下の財務諸表開示を提供しなければなりません。

- 総額:
 - 会計年度に費用化された金額
 - 会計年度に資産化された金額
 - 会計年度に発生した損失金額
- 資産計上された金額の期首残高および期末残高
- 費用処理および資産計上されたか、または損失が認識された損益計算書および貸借対照表の項目
- カーボンオフセットまたはRECsの会計方針

監査済財務諸表におけるカーボンオフセットおよびRECsの開示は、「財務諸表外で要求される開示を財務諸表内で要求される開示につなぐ」ことが期待されています。

以下の例は、これらの開示を示しています。

例2

登録企業Bは、暦年末決算の大規模早期提出企業です。登録企業Bは、2040年までに温室効果ガス排出量を50%削減するというゴールを設定し、このゴールは、**ターゲットおよびゴール**のセクション(すなわち、ターゲットがBの事業、経営成績または財政状態に重要な影響を与えているか、または重要な影響を与える可能性が合理的に存在する)に記載されている要求事項に従って、財務諸表以外に開示されるべきであると結論付けました。

このゴールを達成するためのBの戦略の一環として、BはカーボンオフセットおよびRECsを取得し、利用します。さらにBは、カーボンオフセットおよびRECsの利用が、ゴールを達成するための計画の重要な要素であると結論付けています。加えて、Bは現在これらの取引を計上するために無形資産モデルを使用しており、カーボンオフセットおよびRECsの取得に関連するコストを資産計上しています。2026年12月31日に終了した会計年度において、Bは2500万ドルを購入し、無効化時に4000万ドルを費用処理し、500万ドルの減損損失を認識しました。また、2026年1月1日現在のBのカーボンオフセットおよびRECの残高は7000万ドルです。これらのカーボンオフセットまたはRECsに関する会計方針および必要な文脈情報に加えて、Bは2026年の財務諸表において以下の開示を提供します。

注記X：カーボンオフセットおよびRECs

カーボンオフセットおよびRECsは「無形資産」の項目に計上しております。カーボンオフセットおよびRECsは無効化時に損益計算書の「売上原価」項目に費用計上されます。減損費用が発生した場合は、損益計算書の「無形資産減損」項目に計上しております。

例2 (続)

カーボンオフセットおよびRECs	
2026年1月1日のカーボンオフセットおよびRECs	7000万ドル
資産化されたカーボンオフセットおよびRECs	2500万
費用化されたカーボンオフセットおよびRECs	(4000万)
カーボンオフセットおよびRECsの減損	<u>(500万)</u>
2026年12月31日のカーボンオフセットおよびRECs	<u>5000万ドル</u>

財務諸表影響に関する開示の1%という閾値とは異なり、これらの開示は、カーボンオフセットまたはRECsの利用が、開示された重要な気候関連のターゲットまたはゴールを達成するための重要な構成要素であると登録企業が結論付けた場合にのみ要求されます。



点と点の接続

SECは最終規則の中で、企業がカーボンオフセットまたはRECsをどのように計上するかに関して、現在の実務には多様性があることを認めています。しかし、2023年10月、FASBは、資産と判断される環境クレジットの認識、測定および認識の中止に関するものを含め、環境クレジットプログラムの会計処理に関するプロジェクトの範囲についていくつかの暫定的な決定を行いました。このプロジェクトの詳細については、デロイトの2023年10月25日付の[Heads Up](#)をご参照ください。

見積りおよび仮定

登録企業は、「異常気象現象やその他の自然条件...または公表されている気候関連のターゲットや移行計画」が財務諸表に反映される見積りや仮定に重要な影響を与えているかどうかについて開示する必要があります。そのような開示が要求される場合、登録企業は、これらの事象、状況、ターゲットまたは移行計画が財務諸表で使用されている見積りおよび仮定に及ぼす影響について定性的な説明を提供しなければなりません。例えば、SECへの提出書類で特定の気候目標を開示している登録企業は、GHG排出量を削減するために特定の資産を早期に除却する計画を立てることができます。開示された気候ターゲットの結果として、これらの資産の耐用年数に重要な変更がある場合には、開示が要求されます。しかし、登録企業が、その見積りおよび仮定に重要な影響はないと結論付けた場合には、開示は要求されません。



点と点の接続

気候関連ターゲットおよび移行計画が登録企業の財務諸表の見積りおよび仮定に重要な影響を与えているかどうか、与えている場合にはどのような影響を与えているかを開示するという要求事項は、財務および会計担当者と気候関連ターゲットおよび移行計画を監督する責任者との間の明確で開かれたコミュニケーションの重要性を強化するものです。

GHG排出量指標

最終規則では、GHG排出量を以下のように分類および定義しています。

スコープ1 GHG排出量	「登録企業が所有または管理する営業活動からの直接的なGHG排出量」
スコープ2 GHG排出量	「登録企業が所有または管理する営業活動によって消費される、購入または取得した電力、蒸気、熱または冷却の発電からの間接的なGHG排出量」

指標

大規模早期提出企業または早期提出企業(SRCsおよびEGCsを除く)は、スコープ1またはスコープ2、あるいはその両方のGHG排出量に重要性がある場合、それらを開示することが要求されます。登録企業は、主要なGHG排出量の各カテゴリについて、二酸化炭素換算のメートルトン(「CO₂e」)を基準として、会計年度中に放出された総排出量(購入または発生したオフセットを考慮する前)を開示しなければなりません。登録企業はまた、個別に重要性がある各GHG構成要素(二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、三フッ化窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄など)については別途開示しなければなりません。例えば、特定のGHG構成要素は、そのガスがGHG排出削減ターゲットまたはゴールの一部として開示されている場合、重要性がある可能性があります。最終規則では、GHG排出量の開示に関する保証も求めています(詳細については、[監査および保証に関する考慮事項](#)のセクションをご参照ください)。

最終規則は、登録企業にスコープ3のGHG排出量またはGHG原単位測定値の開示を要求しておりませんが、登録企業は自主的にこの情報を提供することができます。

GHG排出量開示の重要性

最終規則では、スコープ1またはスコープ2のGHG排出量は「これらの排出量が、短期的または長期的に登録企業の事業、経営成績、または財政状態に重要な影響を及ぼす、または及ぼす可能性が合理的に高い移行リスクに登録企業をさらすほど重要であるかどうかを投資家が理解できるようにするために、その計算および開示が必要であるため、重要である可能性がある」としています。登録企業は、GHG排出量のみに基づいて重要性を判断しません。その代わりに、「合理的な投資家が投票や投資決定の方法を決定する上で重要な情報と考えるかどうか」も評価します。

例えば、GHG排出量の開示は、違反が重大な金銭的罰則、増税、またはその他の規制上の負担をもたらす可能性のある外国法または現地法のGHG報告義務の対象となっているか、または対象となる可能性が合理的に高い重要な営業活動を行う登録企業にとって重要です。そのような開示は、投資家が登録企業の開示された移行計画、ターゲットまたはゴール、およびそれらのターゲットまたはゴールに向けた進捗状況を理解するために情報を必要とする場合にも、重要とみなされることがあります。

登録企業は、スコープ1のGHG排出量は重要であるが、スコープ2のGHG排出量は重要ではないと判断したり、その逆の判断をしたりすることができます。このような場合、最終規則は、重要な排出量のみを開示することを登録者に要求しています。



点と点の接続

多くの登録企業は、SECに提出されていないサステナビリティ報告書やESG報告書に、GHG排出量やその他の気候問題に関する開示を含めています。最終規則に先立ち、SECのスタッフは登録企業に対し、SECへの提出書類に、このようなサステナビリティ報告書で提供されることの多い広範な開示を含めることを検討するかどうかを尋ねるコメントを出しました。したがって、登録企業は、SECへの提出書類と個別のサステナビリティ報告書との差異、およびそれらの開示の利用者の差異を評価することを考慮できます。

方法および前提条件

最終規則では、登録企業に対し、GHG排出量の報告に使用したプロトコルまたは基準について、その算定方法、使用した排出係数の種類と情報源、およびGHG排出量の算定に使用したその他のツールの種類を含め、簡潔な説明を提供するよう求めています。登録企業は排出係数の種類と発生源(例えば、移動式燃焼の場合は2024 EPA排出係数)を開示しなければなりません。最終規則では、各係数の潜在的に長い数字による説明を提供することは要求されていません(例えば、1ガロン当たり9.75 kg CO₂)。

また登録企業は、スコープ2のGHG排出量の計算に使用した方法(例えば、ロケーション基準やマーケット基準)、およびその方法がスコープ1の排出量の計算に使用したアプローチと異なるかどうかを開示することが求められます。登録企業がスコープ2のGHG排出量を開示する場合は、RECsが総排出量の計算にどのように考慮されているか、また考慮されている場合はどのように考慮されているかを記述すべきです。スコープ2の品質基準については、デロイトのロードマップ[Greenhouse Gas Protocol Reporting Considerations](#)のセクション5.7.3をご参照ください。

さらに、規則案に沿った方法で、登録企業はGHG排出量を計算する際に合理的な推定を行うことができます。しかし、GHG排出量の算定方法を投資家が理解できるように、「見積りの基礎となる仮定および見積りを使用する理由」を開示しなければなりません。特に、最終規則は、国内登録企業に年間のGHG排出量の開示を提供するための追加的な時間を与えました。それにより、国内登録企業は第2四半期のForm 10-Qの提出期限までに提出しなければなりません(開示時期のセクションをご参照ください)。この追加の時間は、登録企業が報告期間の一部について排出量を推定することを要求される状況を軽減する可能性があります。



点と点の接続

最終規則は、登録企業が排出量を計算するために特定の方法を使用することを要求していませんが、以下を含む特定の枠組みに言及しています。

- GHGプロトコルの企業会計および報告基準
- 米国環境保護庁の規則
- 国際標準化機構の適用規格

企業は自主的な報告や他の法域での報告のためにGHGプロトコルを広く利用しています。このような報告の詳細については、デロイトのロードマップ[Greenhouse Gas Protocol Reporting Considerations](#)をご参照ください。

境界

最終規則は、GHG排出量の計算における組織または事業⁷の境界を確立するための特定のアプローチ(例えば、財務支配力)を義務付けていません。ただし、登録企業は以下の開示を提供しなければなりません。

- GHG排出量の算定に用いられた組織境界の記述
- 組織境界を決定するために使用される方法
- 使用された組織境界と「連結財務諸表に含まれる企業および営業活動の範囲」との間の重要な差異に関する簡潔な説明
- 排出量および排出源の分類を含む、事業上の境界に関する簡潔な議論



点と点の接続

既に自主的なGHG排出量の開示を行っている多くの企業は、GHGプロトコルおよび経営支配力アプローチを用いて排出量を測定しています。最終規則は、登録企業に組織境界を決定する柔軟性を与えます。例えば、排出量を測定するために現在GHGプロトコルの下で経営支配力アプローチを使用している登録企業は、最終規則の下で提供しなければならない開示において、(他のすべての要求事項を満たすと仮定して)この情報を活用することができます。この場合において、企業および営業活動の範囲が連結財務諸表に含まれる企業および営業活動の範囲と異なる場合には、登録企業は開示間の重要な差異を記載しなければなりません。

したがって、経営支配力アプローチ(および、企業および営業活動の範囲が連結財務諸表と異なるその他のアプローチ)を使用する登録企業は、差異の性質を評価し、重要な場合には適切な開示を行う必要があります。このような開示は自主的な枠組みの下では要求されていないため、登録企業が既にGHG排出量を自主的に報告している場合でも、開示を準備するために追加の時間が必要となる可能性があります。

⁷ 登録企業は、SECへの提出書類にGHG排出量の開示を行う際に、主に農業で使用される肥料管理システムからの排出量を含める必要はありません。2023年包括歳出法は、そのようなシステムのGHG報告を実施するためにフェデラル・ファンド(SECに承認された金額を含む)を使用してはならないと明確に規定しています。

財務諸表以外のその他の開示

ガバナンス

最終規則は、登録企業に対し、取締役会が気候関連リスクの評価と管理をどのように監視しているかについて、以下の情報を開示することを要求しています。

- 気候関連リスクの監視に責任を負う特定の取締役委員会または小委員会
- 取締役委員会または小委員会が気候関連リスクについて報告されるプロセス
- 取締役委員会または小委員会が、開示された気候関連のターゲット、ゴールまたは移行計画に向けた進捗状況を監視しているかどうか、また、監視している場合には、どのように監視しているか

しかし、取締役会が気候関連リスクを監視していない場合、これらの開示は要求されません。最終規則の下では、登録企業は取締役会が監視する気候関連リスクをすべて開示しなければなりません。取締役会が監視する事項は一般的に重要であると推測されるため、重要性は考慮していません。

対照的に、気候関連リスクの評価と管理における経営者の役割に関する開示は、それが**重要なリスク**の監視に該当する場合にのみ提供されます。このような開示には、以下の事項が含まれます。

- 気候関連リスクの評価と管理に責任を負う特定の役員または経営委員会
- 経営委員会の役員またはメンバーの関連する専門知識
- 経営者が気候関連リスクを評価し、管理するために行うプロセス、およびこれらのリスクを取締役会（または委員会または小委員会）に報告するかどうか



点と点の接続

これらの開示は、SECの最近のサイバーセキュリティリスクに関する**最終規則**⁸にて求められているものと性質が似ています。なぜなら、いずれも取締役会の監視について説明するとともに、監視に責任を負う経営者の役割を「専門知識の性質を完全に説明するために必要な程度の詳細さで」説明することを登録企業に求めています。同様に、両方とも、気候変動やサイバーの専門知識を持つ取締役を特定し、情報を提供するという提案された要求事項を除外しています。

戦略

最終規則では、気候関連のリスクを「気候関連の状況および事象が登録企業の事業、経営成績または財政状態に及ぼす実際のまたは潜在的な悪影響」と定義しています。登録企業は、事業戦略、経営成績、または財政状態に重要な影響を及ぼした、または及ぼす可能性が合理的に高い気候関連リスクについて説明する必要があります。これには、リスクが短期的(すなわち、次の12ヶ月)に現れると予想されるかどうか、およびそれとは別に長期的(すなわち、今後12カ月超)に現れると予想されるかどうかが含まれます。

これらには、急性(例えば、ハリケーン、洪水)または慢性(例えば、持続的な高温のような長期的な気象パターン)の物理的リスクや、低炭素経済への移行の可能性に関連するリスク(「移行リスク」)が含まれます。以下の表は、リスクの種類ごとの開示要求事項の概要を示しています。

気候リスクの種類ごとに要求される開示

物理的リスク	移行リスク
<ul style="list-style-type: none"> • リスクの性質(例えば、急性、慢性) • 地理的位置 • 「リスクの対象となる特性、プロセスまたは営業活動の性質」 	<ul style="list-style-type: none"> • リスクが規制⁹、技術、市場(例えば、消費者や投資家の選好の変化)、その他の移行に関連しているかどうか • これらの要因が登録企業に与える影響

すべての重要な気候関連リスクについて、登録企業は、以下のような要因への影響を含め、リスクの実際のまたは潜在的に重要な影響を登録企業の「戦略、ビジネスモデル、見通し」に開示することが要求されます。

- 営業活動
- 製品またはサービス
- 供給者、購入者、または重要な契約の取引先 (既知または合理的に入手可能な範囲)
- 移行活動(例えば、新しい技術やプロセス)
- 研究開発費

登録企業は、そのようなリスクの影響に関する情報も開示しなければなりません。これには、以下の事項が含まれます。

- 「戦略、財務計画、および資本配分」にどのように影響するか
- リスクがビジネスモデルや戦略に統合されているか
- 関連するリスクを軽減するために資源をどのように配分するか
- 公表されているターゲット(ターゲットおよびゴールセクションをご参照ください)および移行計画がビジネスモデルまたは戦略とどのように関連しているか

開示はまた、**重要な支出および影響**セクションに記載されている重要な支出および影響に関連するものを含め、どのようにリスクが財務諸表に重要な影響を与えたか、または重要な影響を及ぼす可能性が合理的に高いかについても言及しています。



点と点の接続

多くの上場企業は現在、年次報告書のリスク要因開示の一部として気候関連リスクを扱っています。例えば、S&P 500インデックス企業の90%以上は、最新の年次報告書のリスク要因のセクションで気候変動や排出量に関する事項を開示しています。しかし、最終規則では、企業は現在のリスク要因の開示よりも多くの情報を提供する必要があります。

移行計画

重要な気候移行リスクを管理するための計画を採用した登録企業は、計画を記述し、その記述を毎年更新して、移行計画の完了に向けた進捗状況を明示する必要があります。これには、計画の下で実施された措置と、それらの措置が登録企業の事業、経営成績または財政状態にどのような影響を与えたかが含まれます。最終規則はまた、移行計画から直接生じる重要な支出と影響の開示を求めています(詳細については、**重要な支出および影響**のセクションをご参照ください)。

⁹ 最終規則は、GHG排出量削減のコミットメントを行った法域内で重要な営業活動を行う登録企業が、そのようなコミットメントの実施が重大な移行リスクであるかどうかを検討する必要性を明確に示しています。

内部炭素価格

登録企業が内部炭素価格(例えば、予算編成、予測、またはパフォーマンス管理のために炭素排出量に割り当てられる金銭的コスト)を使用し、その使用が重要な気候関連リスクの評価方法にとって重要である場合、登録企業は以下を開示しなければなりません。

- CO₂eのメートルトン当たりの現在価格
- 総額および短期的および長期的に期待される変化
- GHG排出量を決定するために使用される組織境界(境界のセクションをご参照ください)、および内部炭素価格によって扱われる企業および事業との間の重要な相違

複数の内部炭素価格を使用する登録企業は、各価格についてこれらの開示を提供し、異なる価格を使用する理由を記述しなければなりません。

シナリオ分析

登録企業がシナリオ分析を用いて気候関連リスクに関連する事業を評価し、その分析に基づいて、気候関連リスクが重要な影響を及ぼす可能性が合理的に高いと判断した場合、登録企業はパラメータ、仮定、および予測される財務的影響を含め、各シナリオを記述しなければなりません。



点と点の接続

SECは最終規則において、移行計画、内部炭素価格、シナリオ分析の利用を登録企業に義務付けていません。登録企業は、そのようなリスク管理ツールの使用が重要であるか、重要な情報をもたらす場合にのみ、その使用を開示しなければなりません。

気候リスク管理

登録企業は、重要な気候関連リスクの「識別・評価・管理」プロセスを開示することが求められます。このような開示には、登録企業が以下を行う方法が含まれます。

- 重要な物理的リスクまたは移行リスクが発生しているか、または発生する可能性が合理的に高いかどうかを評価する
- 「特定のリスクを軽減する、受け入れる、または適応する」かどうかを含め、特定されたリスクへの対応を決定する
- 重要な気候関連リスクに対処するかどうかを優先づける

さらに、登録企業は、これらのプロセスがより広範な企業リスク管理プログラムに統合されているか否か、統合されている場合にはどのように統合されているかを開示すべきです。

ターゲットおよびゴール

多くの上場企業は特定の気候ターゲットおよびゴールを設定していますが、そのようなターゲットまたはゴールの重要性によって、開示が必要かどうかを決定します。登録企業は、事業、経営成績、または財政状態に重要な影響を与えるか、または重要な影響を与える可能性が合理的に存在する場合には、公表された、または**内部**の気候関連ターゲットまたはゴールに関する情報を開示しなければなりません(例えば、ターゲットまたはゴールを達成するために必要な支出または営業活動の変更)。重要な気候関連ターゲットまたはゴールについて、要求される開示には以下のものが含まれます。

- 含まれる活動の範囲(例えば、スコープ1、スコープ2、またはスコープ3 GHG排出量、国内事業のみ)
- ターゲットの測定方法(例えば、CO₂e排出量の削減、売上高単位当たりCO₂e排出量の削減)

- ターゲット(例えば、2030年までにGHG排出量を50%削減)を達成するために想定される時間軸、およびその時間軸が「気候関連の条約、法律、規制、政策または組織」(例えば、[Science Based Targetsイニシアチブ](#)のゴール)に基づいて設定されているかどうか
- 進捗状況を追跡する基準、および進捗状況の評価方法(該当する場合)
- 登録企業がターゲットまたはゴールを達成するためにどのような計画を立てているか
- 年度中に取られた措置を含め、登録企業がそのターゲットまたはゴールに対してどのように進捗しているか、およびその進捗がどのように達成されたかに関する毎年の更新

カーボンオフセットまたはRECsが気候関連ターゲットまたはゴールを達成するための計画の重要な構成要素である場合、登録企業は以下の情報を開示しなければなりません。

- 起因する進捗の量(すなわち、「オフセットによって表される炭素回避、削減または除去の量」および「RECsに代表される再生可能エネルギーの発電量」)
- 性質、供給源、および費用
- 関連付けられたプロジェクトの説明および場所
- 関連する登録またはその他の形式の認証



点と点の接続

最終規則はスコープ3 GHG排出量の開示を要求していませんが(詳細については[GHG排出量指標](#)のセクションをご参照ください)、登録企業が重要なターゲットまたはゴールを設定しており、それらのターゲットまたはゴールの範囲内にスコープ3 GHG排出量が含まれている場合(例えば、特定の期間におけるスコープ3 GHG排出量の削減率)、登録企業はそのようなターゲットまたはゴールに関して上で概説した開示をする必要があります。

重要な支出および影響

最終規則では、(1)気候関連リスクの緩和または適応、(2)公表されている移行計画、(3)公表されているターゲットまたはゴール、あるいはそれらのターゲットまたはゴールを達成または達成するために取られた行動の直接的な結果である、重要な支出および財務上の見積りおよび仮定への影響に関する定量的および定性的情報の開示が登録企業に求められています。

緩和または適応

登録企業は、重要な気候関連リスクを緩和または適応するために、「経営者の評価において、活動の直接的な結果として生じた、発生した重要な支出および財務上の見積りおよび仮定に対する重要な影響を定量的および定性的に記述する」(強調追加)必要があります。開示には、気候関連リスク(物理的リスクおよび移行リスクの両方を含む)を緩和または適応するために会計年度中に発生した、資産化されたか費用処理されたかを問わず、重要な支出が含まれます。この指標は、企業が緩和または適応に費やしたリソース(例えば、その年に緩和または適応に費やした総額)を投資家が評価できるようにすることを目的としています。

開示要求事項に「経営者評価において」という文言を含めることにより、SECは、支出の一部を緩和および適応活動に帰属させたり、割り当てたりしなければならないかもしれないという登録企業の懸念を軽減することを意図しています。例えば、ある企業が設備をより新しいエネルギー効率の高い設備に交換し、それによってGHG排出量を削減するかもしれませんが、企業は購入決定において多くの要因を考慮しているかもしれません。当該企業は、そのような購入が緩和または適応活動の直接的な結果であると経営者が判断した場合にのみ、そのような購入を開示します。

移行計画

登録企業は、「開示された移行計画の直接的な結果として発生した重要な支出、財務上の見積みおよび仮定に対する重要な影響の定量的および定性的な開示」を含まなければなりません。この要求事項は、緩和または適応のための支出の開示と本質的に類似しています。しかし、特に「経営者の評価において」という修飾語は含まれていません。最終規則の中で、SECは、経営者が重要な気候関連リスクに対処するための計画を採用したために移行計画を開示しなければならない場合、経営者はその計画に従って行われた行動を監督し、それによる直接的な結果である支出を識別することができることに留意しました。登録企業は、また、移行計画のために発生した個々の重要でない支出が、全体として、開示されるべき重要な金額であるかどうかを考慮しなければなりません。

ターゲットまたはゴール

登録企業は、「(開示された)ターゲットまたはゴール、あるいは(開示された)ターゲットまたはゴールの達成に向けて進捗するために取られた行動の直接的な結果としての、あらゆる重要な支出、財務上の見積みおよび仮定に対する重要な影響」に関する定量的および定性的情報を開示しなければなりません。

緩和または適応、移行計画およびターゲットまたはゴールに関する開示は、重複する場合があります。その場合、登録企業は、開示に最も適切な開示場所を選択し、必要に応じて相互参照を追加しなければなりません。同様に、登録企業が財務諸表の開示において、移行計画およびターゲットまたはゴールに関する財務上の見積みおよび仮定への重要な影響を扱っている場合、それらの開示への相互参照を提供することができます。



点と点の接続

重要な支出と影響を開示するための要求事項のいくつかの要素は、規則案で概要が示された財務諸表指標のいくつかと類似しています。ただし、いくつかの重要な違いがあります。例えば、最終規則の下での開示は以下の通りです。

- 財務諸表の注記ではなく、財務諸表外で提供されます。
- 各財務諸表項目の1%という閾値に従うのではなく、重要性に基づいています。
- 開示された活動の直接的な結果である、実際に発生した支出、見積みおよび仮定への影響に限定されます。

SECはまた、気候関連リスクの緩和と適応、移行計画およびターゲットまたはゴールに関連する重要な支出および影響を正確に追跡し、報告するために、登録企業が新しいシステムを導入したり、開示統制および手続(DCP)をさらに発展させたりする必要がある状況があるかもしれないことを認識しています。したがって、最終規則には、登録企業がこれらの要求事項を満たすために、さらに1年間の猶予を与える緩和措置が含まれています(詳細については、[経過措置](#)のセクションをご参照ください)。ただし、登録企業は、該当する場合には、これらの開示に対処するためのDCPを策定し、維持しなければなりません。

重要性およびセーフハーバー

重要性

最終規則は、登録企業によって使用される重要性の定義は、米国最高裁判所によって確立された定義と一致しなければならないと述べています。すなわち、「合理的な投資家が、有価証券を売買するかどうか、または議決権の行使方法を決定する際に重要である (important) と考える可能性が高い場合、あるいはそのような合理的な投資家が、開示を省略することによって、入手可能な情報の全体的な構成が大幅に変更されると考える可能性が高い場合、その事項は重要性がある」というものです。最終規則は、また、重要性は事実と状況に基づき、定性的および定量的要因を考慮することを強調しています。



点と点の接続

最終規則では、気候関連の開示のために重要性の新たな定義を導入するのではなく、財務諸表やその他のSEC提出書類の開示に適用されるものと同じ投資家重視の定義を使用しています。

MD&Aの作成と統合的な方法で、最終規則の規定のいくつかは、発生するかどうかわからない将来の事象に関連する開示義務を評価する際に、登録企業に「合理的に可能性のある」基準を適用することを要求しています。この基準では、登録企業は「将来の事象の結果が不明な場合を含め、重要性に基づく慎重かつ客観的な評価」を行うことになります。同様に、SECの他の分解に

関する要求事項(例えば、Regulation S-X, Rule 5-02 (8) で要求される流動資産の5%)と整合的な方法で、最終規則は特定の開示についてパーセンテージの閾値を設定しています(財務諸表開示のセクションをご参照ください)。

セーフハーバー

最終規則は、移行計画、シナリオ分析、内部炭素価格およびターゲットとゴールに関連する開示について、過去の事実に関連する開示以外の責任から登録企業を保護するセーフハーバーを規定しています。



点と点の接続

将来の見通しに関する情報へのSECの既存のセーフハーバー保護は、通常、IPOやその他の特定の登録企業および取引には適用されません。しかし、規則案に対するフィードバックを受けて、SECは、気候関連の将来の見通しに関する開示のみを対象とするセーフハーバー保護を、IPO取引およびその他の特定の登録企業または取引に拡大しました。

開示場所、必要な期間および時期

開示場所

上記の財務諸表開示を除き、国内登録企業は、GHG排出量を含むその他の情報を、様式10-K(項目6)のMD&Aの直前に新たに作成されたセクション、または提出書類の別の適切なセクション(例えば、リスクファクター、MD&A)に記載しなければなりません。外国登録企業(Foreign private issuers)は、これらの開示を様式20-F(項目3.E)または提出書類の別の適切なセクションに記載して提出しなければなりません。登録企業は、項目6または項目3.E(該当する場合)の開示が、提出書類の別のセクションに記載されている場合は、当該開示への相互参照を提供することを考慮しなければなりません。第2四半期報告書の一部としてGHG排出量および関連する保証報告書を提出することを選択した国内登録企業は、この情報を様式10-Qの項目1.Bに含めます。



点と点の接続

財務諸表以外の開示を1つの特定のセクションに限定しないことにより、最終規則は、必要な情報を既存の開示フレームワークにより容易に統合する柔軟性を登録企業に与えています。特定のセクション(ビジネス、法的手続、リスクファクター、MD&Aなど)は、これらの開示に自然に適合します。例えば、登録企業は、識別された気候関連リスクが実際にどのように、または潜在的にどのように戦略、ビジネスモデルおよび見通しまたは移行計画に関連する、重要な支出に重大な影響を与えるかをMD&Aで開示することを望む場合があります。MD&Aは、登録企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼすことが知られているかまたは及ぼす可能性が合理的にある重要な事象および不確実性に焦点を当てているため、このような開示に適しています。同様に、登録企業は、気候関連リスクが事業戦略、経営成績または財政状態にどのように重大な影響を及ぼしたか、または重大な影響を及ぼす可能性が合理的にあるかを示すために、リスクファクターのセクション内の開示を追加または拡張することを望む場合があります。

必要な期間

登録企業は、提出書類に反映された監査済財務諸表内に表示されたものと、同じ期間に関する上述の開示を含めなければなりません。ただし、そのような情報が従前のSECへの提出書類において開示されていないか、要求されていない場合は、比較期間に関する情報を提供する必要はありません。経過措置のセクションで述べたように、これにより、登録企業は将来に向けて開示要求事項を適用することができます。同様に、IPOを通じて公開市場に参入する企業は、監査済財務諸表に反映されている直近の年度に対応する開示のみを提供する必要があります。これは、過年度に関する情報が従前はSECへの提出書類において開示または要求されていなかったためです。

開示時期

年次報告書

登録企業は、提出時に、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量に関する開示以外の開示を年次報告書に記載しなければなりません。国内登録企業は、(1)排出量の開示に関連する翌年度の第2四半期報告書様式10-Qにおいて、または(2)第2四半期報告書様式10-Qの期日までに様式10-Kを修正することにより、排出量情報および関連する保証を開示することができます。GHG排出量が遅れて開示される場合、登録企業は、年次報告書にそのような開示を参照によって組み込む意図を明示しなければなりません。



点と点の接続

多くの登録企業はSECの締切前に四半期報告書を提出します。第2四半期報告書の提出期限までに様式10-Kを修正するオプションにより、通常は提出期限前に提出し、その時点でGHG排出量の開示情報が入手できない場合、登録企業は様式10-Qの提出を遅らせる必要がなくなります。この場合、登録企業は、第2四半期の様式10-Qの期限までに修正後の様式10-Kを提出すれば、排出量情報を含まない様式10-Qを提出し、後からその開示を含めるように様式10-Kを修正することができます。例えば、通常7月に第2四半期様式10-Qを提出する、年度末が暦年の大規模早期提出企業は、第2四半期末(例えば、週末と休日に応じて8月9日前後)から40日以内に様式10-Kを修正してGHG排出量の情報を含める限り、GHG排出量の開示および関連する保証なしで提出することができます。

外国登録企業(Foreign private issuers)は、GHG排出量の開示および関連する保証を、会計年度終了後225日を期限とする様式20-Fによる年次報告書の修正において提供することができます。このような企業は、様式6-Kは提出(filed)されるのではなく供給(furnished)されるため、この情報を様式6-Kで提供することは認められません。

登録届出書

GHG排出量の開示および関連する保証は、会計年度末の225日以降に提出される登録届出書については直近の会計年度(および適用される比較期間)について要求されますが、その他のすべての開示は、提出された年次財務諸表に示される会計年度について要求されます(必要な期間のセクションをご参照ください)。年次報告書を提出した後で、要求される直近年度のGHG排出量情報および関連する保証を年次報告書で報告する前に登録届出書(例えば、Form S-3またはForm F-3)を提出する登録企業は、前年度のGHG排出量の開示および関連する保証を組み込むことが認められます。

ICFRおよびDCP

内部統制

財務諸表開示セクションで概要が示されている開示は、監査済財務諸表に含まれているため、登録企業のICFRの対象となります。したがって、大規模早期提出企業および早期提出企業(EGCs¹⁰以外)から提出される、ICFRの有効性に関する経営者の評価およびICFRの有効性に関する監査人の報告は、最終規則の開示要求事項を考慮する必要があります。

開示統制および手続

DCPは、主にICFRを包含する広範な統制であり、1934年証券取引法に基づく登録企業の申請または提出において開示しなければならない情報が、特定の期間内に記録、処理、要約、報告されることを保証するようにデザインされています。経営者は、DCPの評価を開示し、四半期報告書および年次報告書で開示された情報に関連する認証を提供しなければなりません。財務諸表以外で要求されるGHG排出量指標を含む開示は、登録企業のDCPおよび統制認証の対象となります。



点と点の接続

経過措置のセクションに記載されているように、登録企業は、段階的導入措置の対象となる、GHG排出量指標に関する保証を得ることが要求されます。そのような指標に関する保証報告書は、限定的であれ合理的であれ、内部統制やDCPに対する保証を提供するものではありません。それにもかかわらず、登録企業は、これらの指標の作成と開示に関連する情報に関する内部統制とDCPをデザイン、実施、維持する責任を負います。なぜなら、これらの内部統制とDCPは、登録企業の経営者認証の対象であるからです。これらの内部統制とDCPは、SECへの提出書類で開示が求められるのは今回が初めてであることから、登録企業によって新たにデザインされ、実施される可能性が高いです。登録企業は、また、これらの開示に関連して実施される可能性のある新しいシステムに対する統制をデザインし、実施する必要性を考慮しなければなりません。

¹⁰ EGCsについては、2002年SOX法第404条(a)に基づく経営者の評価が引き続き要求される場合があります。

監査および保証に関する考慮事項

監査に関する考慮事項

登録企業の財務諸表開示は、財務諸表およびICFRに関する既存の監査要求事項の対象となります。登録企業は、財務諸表および関連する開示を作成するための経営者の基礎を構築するため、気候関連財務諸表の開示を含め、確固たる会計方針を有していることが重要です。財務諸表開示のセクションに記載されているように、これらの開示は、(1)登録企業の会計方針、(2)関連する統制のデザイン、および(3)登録企業の監査人が設計した監査手続に影響を及ぼす可能性のある特定の閾値(例えば、税引前利益の1%または株主資本合計の1%(僅少閾値適用))の対象となります。監査手続には、最終規則の開示要求事項に関連する財務諸表の開示および関連する内部統制について、十分かつ適切な監査証拠を入手するための検証手続が含まれる場合があります。これらの要求事項は、2025年12月31日に終了する年度の監査から、年度末が暦年の大規模早期提出企業に適用されます(経過措置のセクションをご参照ください)。

その他の情報に対する監査上の考慮事項

また、登録企業は、SECへの提出書類において、その他の情報を作成するために使用した重要な仮定および見積もりを開示しなければなりません(例えば、登録企業の事業、経営成績または財務状況に重大な影響を及ぼす、または重大な影響を及ぼす可能性が合理的にあるために開示された移行計画および気候関連のターゲットおよびゴール)。最終規則には、移行計画および気候関連のターゲットおよびゴールに関するセーフハーバー規定が含まれていますが、登録企業の監査人は、SEC提出書類のその他の情報(例えば、移行計画および気候関連のターゲットおよびゴールに関する開示)を読んで、その情報またはその表示方法が財務諸表と実質的に矛盾していないかどうかを検討する責任を有しています。

保証に関する考慮事項

GHG排出量保証に関する考慮事項

影響を受ける企業および提出書類のセクションで述べたように、特定の登録企業は重要な場合にスコープ1およびスコープ2のGHG排出量を開示する必要があります。これらの指標は、大規模早期提出企業および早期提出企業については段階的導入措置中の限定的保証の対象となり、その後、大規模早期提出企業については合理的保証の対象となります。スコープ1およびスコープ2のGHG排出量の開示を含む保証報告書は、関連する提出書類に含めなければなりません。早期提出企業以外の企業、SRCおよびEGCは、GHG排出量の指標を開示し、そのような指標に関する保証を得る必要はありません。



点と点の接続

最終規則は、「2つの保証水準の主な違いは、限定的保証の結論または合理的保証の意見を裏付けるための十分かつ適切な証拠を得るために必要な手続の性質、時期および範囲に関するものである」と述べています。最終規則は、限定的保証契約および合理的保証契約の下で実施される手続の例を示していますが、実施される手続の性質、時期および範囲は、GHG排出量に関する保証提供者の判断に依拠します。

保証報告書は、裏付けとなる開示(例えば、選定された組織境界、使用された仮定および方法の説明)を含めて、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量指標に限定されると予想される、関連する主題についての保証を提供します。最終規則は、取得しなければならない保証の最低水準を定めています。登録企業は、要求されていない場合でも、自主的に合理的保証を得ることができます。



点と点の接続

最終規則は具体的な保証基準を規定していませんが、そのような基準には一定の最低要求事項を課しており、中には、適切なデュー・プロセスを経て策定され、パブリック・コメントの対象となる、GHG排出量保証のために無償で公に利用可能であること、広く利用されていることなどが含まれます。このような要求事項は、例えば、AICPA、PCAOB、IAASBが発行する保証基準と整合しています。

最後に、最終規則の下では、GHG排出量に関する保証提供者は、(1)専門的基準および適用される法令および規制の要求事項に従って契約を遂行するための適切な能力(competence)と資格(capabilities)を有し、(2)登録企業から独立していなければなりません。保証報告書の形式と内容は、保証提供者が使用する保証基準の要求事項と一致していなければなりません。保証報告書には、通常、契約の範囲、使用される特定の保証基準、情報に対する経営者の責任、および保証提供者の責任に関する情報が含まれます。登録企業は、(1)GHG排出量に関する保証提供者自身が、監督・検査プログラムの対象となっているかどうか、対象となっている場合にはどのプログラムか(例えば、AICPAのピア・レビュープログラム)、(2)GHG排出量に関する保証契約がそのような監督プログラムの権限の範囲内に含まれているかどうか、などの追加情報の開示も求められます。



点と点の接続

最終規則は、登録企業がGHG排出量に関する保証提供者を選択するために原則に基づくアプローチを適用することを要求しています。ただし、保証提供者は、保証基準および適用される法律および規制の要求事項に従って契約を遂行するための関連する能力(competence)および資格(capabilities)を有していなければなりません。さらに、保証提供者は、登録企業およびその関連会社からの独立性を維持しなければなりません。最終規則に基づく独立性の要求事項は、独立した登録公開会計事務所に対して既に定められており、登録企業の監査人によって適用されるものと同様です。

GHG排出量の任意保証に関する考慮事項

また、最終規則では、登録企業が(1)SECへの提出書類においてGHG排出量指標を開示している場合、および(2)最終規則で保証を受ける必要がない場合に、登録企業がこれらの指標について任意保証を受けている場合には、SECへの提出書類において保証契約に関する特定の詳細な情報を開示することを要求しています。登録企業が、GHG排出量指標に関する任意保証を取得しているが、SECへの提出書類の中でその指標を開示していない場合、以下の任意保証に関する開示は適用されません。

この開示は、GHG排出量の指標を開示することが要求される大規模早期提出企業および早期提出企業が、最終規則の下でGHG排出量に関する保証を取得しなければならない最初の期間(例えば、大規模早期提出企業の場合は2029年、早期提出企業の場合は2031年)の前に、任意保証を得る場合に適用されます。



点と点の接続

スコープ1およびスコープ2のGHG排出量指標が登録企業にとって重要である場合、大規模早期提出企業については、2026年に始まる会計年度からSECへの提出書類にGHG排出量の指標を開示することが要求されます。登録企業が、2026年に始まる会計年度のSEC提出書類に開示されている、GHG排出量の指標に関する任意保証報告書を取得する場合、登録企業は2029年に始まる会計年度まで保証を得る必要がないため、以下に述べる開示が要求されます。

登録企業は、他の法律および規制の遵守を含むいくつかの理由により、任意保証を得ることができます。開示内容は以下の通りです。

- GHG排出量に関する保証提供者の識別
- 保証基準の記述(例えば、AICPA、PCAOB、IAASB)
- 提供される保証業務のレベル(例えば、限定的または合理的)と範囲(すなわち、関連する主題情報および基準)の記述
- 保証業務の結果に関する簡潔な記述
- GHG排出量に関する保証提供者が、登録企業と重要な取引関係を有するか、または登録企業に重要な専門的業務を提供しているかどうか
- GHG排出量に関する保証提供者が、監督・検査プログラムの対象となっているかどうか、対象となっている場合には、どのプログラムか、GHG排出量の指標に関する保証業務が監督・検査プログラムの権限の範囲に含まれているかどうか

最終規則は、登録企業に任意保証報告書の提出を要求していません。



点と点の接続

上記の開示は、早期提出企業以外の企業、SRCおよびEGCが、SECへの提出書類の中でGHG排出量の指標を開示し、それらの指標について任意保証を得ている場合に適用されます。

影響を受ける企業および提出書類

影響を受ける企業

資産担保証券発行企業を除くすべての国内外の登録企業は、開示を提供しなければなりません。しかし、早期提出企業以外の企業、SRCおよびEGCは、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量の開示要求事項から除外されます。外国登録企業(Foreign private issuers)は、IFRS会計基準を用いて財務諸表を作成することが認められていますが、それにもかかわらず、当該財務諸表において気候関連の開示を提供しなければなりません。



点と点の接続

SECは、最終規則における開示要求事項の代替として、他のガイダンス(例えば、IFRSサステナビリティ開示基準)の使用を認めませんでした。委員のCaroline Crenshawは、SECが将来的にこの選択肢を検討することを[勧告](#)しました。

さらに、「証券法規則165(f)に定義される企業結合取引であって、様式S-4およびF-4に登録された有価証券の提供を伴うもの」によって、登録企業と合併する民間事業会社(ターゲット)については、開示は要求されません。取引に先立って提出される委任状または様式S-4登録届出書には、ターゲットの財務諸表およびその他の情報が記載されています。しかし、既に開示の対象となっている登録企業がターゲットである場合には、気候関連の開示が要求されます。

同様に、登録企業は、規則S-Xおよび規則3-05に従って重要な取得企業の財務諸表を、規則S-Xおよび規則3-09に従って重要な被取得企業の財務諸表を提出しなければなりません。これらの財務諸表は通常は規則S-Xの対象となりますが、既に開示の対象となっている登録企業でない限り、重要な取得企業または重要な被取得企業の個別財務諸表において、気候関連の財務諸表開示は要求されません。



点と点の接続

登録企業は、買収が完了する前にターゲットまたは被取得企業に関する気候関連情報を提供する必要はありませんが、将来買収が完了し、ターゲットまたは被取得企業の買収結果が登録企業の財務諸表に反映されると、登録企業の気候関連の開示は、ターゲットまたは被取得企業の事業を考慮し、対応する必要があります。最終規則は、経営者がICFRを評価するために現在提供されているものと同様の方法で、重要な買収に関する移行期間を明示的に規定していません。

提出書類

気候関連の開示は、国内登録企業については様式10-K、外国登録企業(Foreign private issuers)については様式20-Fで提出される年次報告書に記載しなければなりません。しかし、カナダの登録企業が提出する様式40-Fの年次報告書または登録届出書、あるいは従業員の株式購入、保有、または同様の取引に関する様式11-Kの年次報告書においては、開示は要求されません。登録企業は、毎年のスコープ1またはスコープ2(あるいはその両方)の排出量の開示を、翌年度の第2四半期報告書に含めるかどうかを選択することができます。ただし、最終規則に関連して追加の中間報告要求事項はありません。気候関連の開示は、様式10、様式20-F、様式S-1、様式S-3、様式S-4、様式S-11、様式F-1、様式F-3および様式F-4の登録届出書にも要求されます。

経過措置

最終規則は2024年5月28日に発効予定でした。しかし、SECは司法審査を待つ間に、自主的に最終規則の発行日を延期しました。法的問題がいつ解決されるかによって、以下に記載されている強制適用日は維持または延期される可能性があります。年度末が暦年の登録企業の場合、強制適用日は次のとおりです。

登録企業タイプ	12月31日に終了する会計年度末の財務諸表を含む年次報告書または登録届出書			
	重要な支出および影響お よびGHG排出量の開 示を除く財務諸表の 開示およびその他すべ での開示	重要な支出および影 響に関する開示 ¹¹	スコープ1およびスコープ 2GHG排出量の開示 ¹²	スコープ1およびスコープ 2GHG排出量の開示の 保証 ¹³
大規模早期提出企業	2025	2026	2026 ¹⁴	限定的保証：2029 合理的保証：2033
早期提出企業 (SRCおよびEGCを除く)	2026	2027	2028 ¹⁵	限定的保証：2031 合理的保証：不要
早期提出企業以外の 企業、SRC、EGC	2027	2028	不要	不要 ¹⁶

年度末が暦年でない登録企業は、上記の年に始まる会計年度について気候関連の開示を提供します。例えば、6月30日を年度末とする大規模早期提出企業は、会計年度が2025年から始まっているため、2026年6月30日に終了する年度の年次報告書には、重要な支出と影響およびGHG排出量に関する開示を除くすべての開示を最初に提出することが求められます。

以下の例が示すように、登録企業は、当該年度の気候関連情報が過去にSECへの提出書類において開示または要求されていない限り、比較情報を提供する必要はありません。

11 重要な支出および影響の説明をご参照ください。

12 開示時期のセクションで説明したように、国内登録企業は、翌年度の第2四半期報告書の提出期限までに、あるいは登録届出書または外国登録企業 (Foreign private issuers) の場合には会計年度末から225日以内に、この情報を提供する必要はありません。

13 脚注12参照。

14 スコープ1およびスコープ2のGHG排出量の開示について、保証が要求される前に登録企業が任意保証を得る場合、登録企業はGHG排出量の任意保証に関する考慮事項のセクションで説明されている開示を提供しなければなりません。

15 脚注14参照。

16 登録企業は、SEC提出書類において開示することを選択したスコープ1およびスコープ2のGHG排出量の開示について任意保証を得る場合、GHG排出量の任意保証に関する考慮事項のセクションで説明されている開示を提供しなければなりません。

例3

登録企業Aは、年度末が暦年の大規模早期提出企業です。登録企業Aの2025年12月31日に終了する年度の財務諸表には、過去2会計年度の貸借対照表情報と過去3会計年度の損益計算書情報が含まれています。さらに、Aは、2025年12月31日に終了する年度の財務諸表において、気候関連の開示を行わなければなりません。しかし、Aは2025年12月31日に終了する年度についてのみ気候関連の開示を行う必要があります。すなわち、Aは、SECへの提出書類において過去に開示されていなかった、または要求されていなかった期間の開示を含める必要はありません。登録企業Aの2026年12月31日に終了する年度の財務諸表には、2026年12月31日および2025年12月31日に終了する年度の開示が含まれ、2027年12月31日に終了する年度の財務諸表には、2027年12月31日および2026年12月31日に終了する年度の気候関連の開示が含まれます。

同様に、Aが2026年12月31日に終了する年度のGHG排出量を報告する場合、そのような情報がSECへの提出書類で過去に開示されていない限り、それ以前の年度のGHG排出量を提供する必要はありません。Aが2027年12月31日に終了する年度のGHG排出量を報告する際には、2026年12月31日に終了する年度のGHG排出量も報告することになります。これは、Aが過去にSECへの提出書類にそのような情報を含めていたためです。この概念は、財務諸表以外の他の気候関連の開示にも同様に適用されます。

すべての登録企業は、提出状況にかかわらず、財務諸表および関連する注記にiXBRLタグ付けが義務付けられている既存のSEC規則に基づき、要求される**財務諸表開示**に、Inline eXtensible Business Reporting Language (iXBRL)を使用してタグ付けする必要があります。また、最終規則は重要な支出と影響およびGHG排出量を含む、財務諸表以外で提供される開示にタグ付けすることを要求しています。

大規模早期提出企業は、2026年まで財務諸表外の情報にタグ付けすることを要求されませんが、他の企業は、上記の表に示されているように、開示が要求されるときに情報にタグ付けをしなければなりません。

他の気候開示規制との比較

この最終規則は、IFRSサステナビリティ開示基準、EU企業サステナビリティ報告指令(CSRD)および関連する欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)、カリフォルニアの気候関連法など、最近発表または適用された任意または強制的な気候およびESG関連の開示要求事項に続くものです。これらの規制と同様に、SECの最終規則も、GHGプロトコルや気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)¹⁷によって確立されたものなど、既存の開示フレームワークを活用しています。ただし、IFRSサステナビリティ開示基準やCSRDが、サステナビリティの問題を広く(気候を含む)扱っているのに対し、SECの最終規則は気候関連の開示に特化しています。



点と点の接続

影響を受ける企業のセクションで述べたように、SECは、最終規則の開示要求事項に代わるものとして、他の基準(IFRSサステナビリティ開示基準等)の使用を認めませんでした。同様に、開示の性質、時期および範囲に実質的な違いがあることを考えると、最終規則の開示が、他の法域の要求事項を満たすかどうかは不明です。しかし、SECのGary Gensler委員長は最近、重要性は多くの国際的な開示基準にも組み込まれていることが**観察**され、IFRSサステナビリティ開示基準全体に組み込まれている点について特に留意しました。

以下の表は、特定の開示規制の選択された側面(すべてを含むものではない)を要約し、最終規則の要求事項と比較したものです。

開示規制	最終規則 ¹⁸	CSR/ESRS ¹⁹	IFRSサステナビリティ開示基準 ²⁰	カリフォルニア州気候法(SB-253/SB-261) ²¹
最初の必須開示 (年度末が暦年を仮定)	提出企業のステータスと開示要求事項に応じて2025年から(2026年が期限)	企業の構造および規模に応じて、2024年から(2025年が期限)	IFRS S1およびS2 ²² は2024年1月1日より発効 管轄法域の裁量に従う	SB-253：2025年(2026年が期限) SB-261：2026年1月1日が期限

¹⁷ 2023年の状況報告書(status report)が2023年10月12日に公表された後、TCFDは解散され、金融安定理事会(FSB)はIFRS財団に対し、企業の気候関連開示の進捗状況をモニタリングする役割を担うよう要請しました。

開示規制	最終規則 ¹⁸	CSRD/ESRS ¹⁹	IFRS サステナビリティ 開示基準 ²⁰	カリフォルニア州気候法 (SB-253/SB-261) ²¹
影響を受ける企業	SECに登録された公開企業	特定の基準が満たされている場合には、非EUの子会社を含む、EU域内または上場の公開企業および非公開企業 ²³	管轄法域の規制の適用に従う	米国を拠点とする公開企業、非公開企業および米国を拠点とせずカリフォルニア州で米国子会社と事業を行う企業収益に関する閾値あり ²⁴
GHG排出量の開示	特定の登録企業にとって重要な場合にスコープ1および2が必要	重要性評価に従いスコープ1、2および3	重要性評価に従いスコープ1、2および3	SB-253：スコープ1、2および3が必要
気候関連リスクと機会の開示	気候関連のリスクが要求される 機会は任意	気候関連の影響、リスクおよび機会が要求される	気候関連のリスクおよび機会が要求される	SB-261：気候関連のリスクおよび機会が要求される
シナリオ分析	不要 ²⁵	必要	必要	SB-261：必要
気候関連規制による財務諸表の開示要求	Yes	No	No	No
財務諸表以外の気候関連情報の第三者保証	スコープ1およびスコープ2に対する限定的保証に続いて、特定の登録企業に対する合理的保証	開示されたサステナビリティ情報(GHG排出量を含む)に対する限定的保証 ²⁶ 開示初年度から	基準によって義務付けられていない：管轄当局の裁量に従う	SB-253：限定的保証に続きスコープ1および2の合理的保証 スコープ3の保証は未定
違反に対する罰則	Yes—規制S-XおよびS-Kの一部として要求される開示：これに従わない場合、SEC法執行部からの処分を受ける可能性あり	EU加盟国での法制化および現地法に従う	基準によって義務付けられていない：管轄当局の裁量に従う	SB-253：要求事項を満たさない場合、開示年度あたり最大50万ドル SB-261：開示不履行または不十分な場合に開示年度あたり最大5万ドル

18 最終規則は、要求される開示を決定する際、登録企業は米国最高裁判所によって確立された重要性の定義を使用すべきであると述べています。詳細については、[重要性およびセーフハーバー](#)のセクションをご参照ください。最終規則の最初の強制適用日は、進行中の司法審査によって影響を受ける可能性があります。詳細については、[導入検討事項](#)セクションをご参照ください。

19 CSRDは、影響と財務の両方の観点から重要性を評価することを登録企業に要求しています(「ダブルマテリアリティ」として知られる概念)。

20 IFRS S1によれば、企業は、重要性の評価に基づいて、「情報が重要でない場合には、IFRSサステナビリティ開示基準で別途要求される情報を開示する必要はない」とされています。

21 SB-253「企業気候データ説明責任法」はGHG排出量の報告に焦点を当てており、SB-261「温室効果ガス:気候関連財務リスク」は気候関連の財務リスクの報告と、企業がそのようなリスクを低減し適応するために採用した措置に焦点を当てています。

22 IFRS S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する一般要求事項」およびIFRS S2「気候関連開示」

23 EU域外の企業がCSRDの対象となる基準については、Deloitteの2023年8月17日付(2024年2月23日更新) [Heads Up](#)をご参照ください。

24 SB-253は、年間総売上高が10億ドルを超え、カリフォルニア州で事業を行う米国の公開企業および非公開企業に適用されます。SB-261は、年間総売上高が5億ドルを超え、カリフォルニア州で事業を行う保険業界を除く米国の公開企業および非公開企業に適用されます。これらの法案の範囲に関する詳細については、Deloitteの2023年10月10日の(2023年12月19日更新)、[Heads Up](#)をご参照ください。

25 登録企業が使用しており、結果が重大な影響をもたらす場合、シナリオ分析の開示が要求されます。

26 欧州委員会(EC)は、監査人および企業にとって、限定的保証から合理的保証への移行が実現可能かどうかを判断するための評価を実施しています。この評価の後、ECは2028年10月1日までに合理的保証の基準を採択する予定です。



点と点の接続

上記の規制の中で、SEC最終規則は、(1)スコープ3のGHG排出量の開示を除外し、(2)登録企業に監査済財務諸表での開示を明示的に要求している唯一のもので、CSRDおよび関連するESRSの下では、企業は経営報告書の別のセクションにサステナビリティステートメントを含めることが求められており、これはMD&Aに似ています。財務諸表内で特定の開示を提供し、これを相互参照によってサステナビリティステートメントに組み込むことができます。IFRSサステナビリティ開示基準では、企業はサステナビリティ関連の財務開示を一般目的財務報告書(例えば、経営報告書やMD&A)に含めることが要求されていますが、企業が公表している他の報告書との相互参照によってこれらの開示を行うことも認められています。

規則案からの主な変更点

SECは規則案について24,000通以上のコメントレターを受け取り、その多くで登録企業は重大な懸念を表明しました。最終規則は、これらの懸念のいくつかに対処しています。

- 適用スケジュールの延長：規則案の下での適用スケジュールは、大規模早期提出企業の場合、わずか1年でした。最終規則ではこの期限が延長され、(1)大規模早期提出企業には、ほとんどの開示に2年、(2)GHG排出量情報およびその他の特定の開示には3年、(3)GHG排出量に関する限定的保証を得るには6年、(4)大規模早期提出企業には、GHG排出量に関する合理的保証を得るには10年が与えられます。
- スコープ1およびスコープ2のGHG排出量指標に関する重要性閾値の設定：最終規則において、SECは、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量の開示が重要でない場合、登録企業はその開示を省略できると明示しています。規則案の下では、すべての登録企業はこの情報を提供することが求められました。
- スコープ1およびスコープ2のGHG排出量の開示時期の延期：最終規則では、国内登録企業は、当初提案されていた翌年度の年次報告書ではなく、翌年度の第2四半期報告書の提出と同時にGHG排出量の開示および関連する保証を提供することができます。
- スコープ3 GHG排出量の開示要求事項の削除：規則案から大きく外れて、最終規則は登録企業にスコープ3 GHG排出量の開示を要求していません。
- 組織境界を決定する際の柔軟性の向上：SECは、GHG排出量の報告を連結財務諸表に含まれる企業および業務と整合させる提案に対して多数のコメントを受け取りました。回答者は、例えば、この要求事項は、GHGプロトコルの下でoperational controlアプローチを適用する企業の適用負担を増大させるであろうと指摘しました。最終規則は、組織境界を決定するために特定の方法を使用することを登録企業に要求していません。その代わりに、そのような境界と連結財務諸表との間の重要な差異を開示しなければなりません。
- SRC、EGC、早期提出企業以外の企業をGHG排出量の開示および関連する保証から除外：規則案では、すべての登録企業がGHG排出量の開示を行う必要がありましたが、最終規則では、SRC、EGC、早期提出企業以外の企業はGHG排出量の開示または関連する保証の提供を免除されています。
- 財務諸表以外の開示に重要性の修飾語を追加：最終規則は、より限定した規定とし、財務諸表以外で開示される登録企業の気候関連活動(例えば、気候ターゲットおよびゴールに関する開示)について要求される情報を、重要であるか、または重要になる可能性が合理的に高い事項のみに限定しています。
- 財務諸表の指標を項目ごとに評価する要求事項を撤廃：SECは、財務諸表の指標を項目ごとに説明することに関連する1%という基準を導入するにはコストがかかり、過度に粒度の細かい開示を行うことになることと指摘する多くのフィードバックを受け取りました。これを受けてSECは、各項目の1%ではなく、僅少閾値の下で、その金額が税引前利益または株主資本合計の1%を超える場合にのみ、登録企業は発生した支出および損失、資産計上された費用および手数料の財務諸表上の影響額を開示しなければならないように、この要求事項を修正しました。
- 移行活動に関する財務諸表情報の制限：SECは、移行活動に関する財務諸表指標に関する規則案での開示要求事項は、登録企業がそのようなコストを識別し分離するために確立する必要があるプロセスを考慮すると、実施にコストがかかるというフィードバックを受けました。したがって、SECはこの要求事項を修正し、登録企業は、財務諸表上のターゲットまたはゴールにとって重要なカーボンオフセットおよびRECに関連するコストと費用、ならびに開示された移行計画およびターゲットによる見積りおよび仮定への重要な影響のみを考慮するようになりました。登録企業は、財務諸表以外の開示において、移行計画のその他の重要な影響を提供します。
- 気候関連の機会の開示を認める規定の削除：規則案は、登録企業が気候関連の機会の影響と、そのような機会を識別、評価および管理するための登録企業のプロセスに関する情報を開示することを認めていましたが、要求事項とは

しませんでした。最終規則は、これらの明示的な規定を削除していますが、登録企業は依然としてそのような情報を開示するか、またはその他の任意の開示を提供することを選択することができます。

- 取締役の専門知識に関する開示要求事項の削除：最終規則は、取締役が気候関連リスクの管理に関する専門知識や経験を有しているかどうかを開示するという、規則案における要求事項を維持しませんでした。
- 中間的な開示要求事項の撤廃：規則案とは異なり、最終規則は、登録企業が四半期ごとの様式10-Q(または国内様式で報告しない外国登録企業(Foreign private issuers)の場合は様式6-K)において、年間の気候関連開示に関する重要な変更を開示することを要求していません。

導入検討事項

Fortune 500社の97%が、最新の年次報告書で気候変動に言及していますが、主に気候変動の物理的影響、規制の強化、風評リスクに関連する一般的なリスクファクターを取り上げています。最終規則では、登録企業への開示要求事項が大幅に拡大されており、大多数の企業は移行期間を利用して、報告機能、データ要件、プロセスと統制を整備し導入する必要があります。

2024年4月4日、SECは自発的に第8巡回区連邦控訴裁判所による審査のために統合された同規則への異議申し立ての司法審査が行われるまでの間、最終規則の発効日を延期しました。SECは、「法廷で(気候規則の)有効性を精力的に擁護し続ける」と述べましたが、気候規則に対する異議申し立ての「秩序ある司法的解決を促進」し、法的異議申し立てが解決される前に「登録企業が(気候規則の)要求事項の対象となった場合の潜在的な規制の不確実性」を回避するために、延期を発表しました。この延期は、最終規則のいかなる要求事項も覆したり変更したりするものではなく、また、気候変動開示に関するSECの既存の2010年解釈リリースに影響を与えるものでもありません。訴訟の結果は不明であり、審査には数カ月以上かかる可能性があるため、SECが最終規則の現行の強制適用日を維持するか延長するかは不明です。この不確実性にかかわらず、企業は規則の要求事項の導入に関連する意思決定を行う必要があります。

現在、多くのSEC登録企業が自発的に気候関連情報を開示しており、2025年からは特定の企業がEU CSRDとカリフォルニア州の気候関連法の対象となります。報告初年度から、EU CSRDの対象となる企業は、GHG排出量に関する開示だけでなく、すべての気候開示について保証を得ることを含め、SECの気候規則の下で行うよりも広範な開示を行う必要があります。SECの気候規則が最終的に延期された場合、多くのSEC登録企業は、SECへの提出書類で同等の情報を開示する必要が生じる前に、EU CSRDやカリフォルニア州の報告書で気候関連情報を開示することになります。したがって、EU CSRDまたはカリフォルニア州の気候関連法に基づく報告を準備する際(または自主的な開示を行う際)、企業は、将来のSECへの提出書類で同一または類似の情報を開示する必要がある可能性があることを考慮して、気候関連情報に関するデータ、ガバナンス、プロセス、統制を検討する必要があります。

その他の重要な会計または開示に関する変更を適用する場合と同様に、最終規則の要求事項を適切に実施するには、明確で十分に策定された計画から始めます。企業は、以下に関連する措置の実施を検討すべきです。

- 経営者責任の確立または改善：最終規則について経営者と従業員を教育し、組織能力を構築します。経営者の監督を確立または改善し、明確な役割と責任を定義します。
- 取締役会レベルの監督を確立または改善：最終規則について取締役会を啓蒙します。気候リスクと関連する開示を監督する取締役会と委員会の役割を確立または改善し、そのような責任を定款(charters)に組み込みます。
- 気候情報の開示と情報の現状を理解：すでに収集または開示されている気候関連情報の一覧表(inventory)を作成し、この情報に対する方針、データ、プロセス、統制を理解します。
- 開示と統制のギャップを識別：財務諸表内外の開示を含め、データ、統制、開示に関連するギャップを識別し、評価します。
- 開示とデータ管理の評価：開示の期限を守るために必要なリソース(例えば、人、プロセス、テクノロジー)を考慮します。
- 第三者保証の準備(該当する場合)：第三者保証の要求事項を理解し、十分なサポートを提供するためのプランを策定します。
- 行動計画の策定：最終規則を実施するための詳細な行動計画を作成し、(該当する場合)既に進行中の他の気候開示要求事項(例えば、CSRD)を適用するための計画と統合します。
- 実行：将来の開発に適応させながら、行動計画の各ステップの実行を開始します。

その他のリソース

企業が気候関連開示へのアプローチを評価する際には、以下のDeloitteの追加リソースが役立つ可能性があります。

- [ESG財務報告リソース](#)
- [Heads Up—SECの画期的な気候開示規則の概要](#)
- [ロードマップ—温室効果ガスプロトコルの報告に関する考慮事項](#)
- [Heads Up—#DeloitteESGNow—EU企業サステナビリティ報告指令に関するFAQ](#)
- [Heads Up—#DeloitteESGNow—FASBが環境クレジットプログラム会計に関する追加の暫定的決定を行う](#)
- [Heads Up—#DeloitteESGNow—カリフォルニア州の気候法の影響](#)
- [Heads Up—#DeloitteESGNow— Global ESG 開示基準の収れん：ISSBはIFRS S1号及びIFRS S2号を最終化](#)
- [Heads Up—DeloitteESGNow—COSOフレームワークを活用したサステナビリティ報告に関する内部統制 \(ICSR\)の構築](#)

連絡先



Eric Knachel
Audit & Assurance
Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 203 761 3625
eknachel@deloitte.com



Laura McCracken
Audit & Assurance
Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 212 653 5738
lamccracken@deloitte.com



Kristen Sullivan
Audit & Assurance
Partner
Deloitte & Touche LLP
+1 203 708 4593
ksullivan@deloitte.com



Antonia Chong
Audit & Assurance
Managing Director
Deloitte & Touche LLP
+1 212 436 6361
achong@deloitte.com



Shelby Murphy
Audit & Assurance
Managing Director
Deloitte & Touche LLP
+1 203 761 3160
shemurphy@deloitte.com



Doug Rand
Audit & Assurance
Managing Director
Deloitte & Touche LLP
+1 202 220 2754
dorand@deloitte.com



Kali Nosek
Audit & Assurance
Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 312 486 0369
kalinosek@deloitte.com



Zach Poncik
Audit & Assurance
Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 713 982 4104
zponcik@deloitte.com



Mike Shonce
Audit & Assurance
Senior Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 313 394 5694
mshonce@deloitte.com



Jared Bennis
Audit & Assurance
Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 305 372 3210
jabennis@deloitte.com



Doug Van House
Audit & Assurance
Manager
Deloitte & Touche LLP
+1 619 237 6842
dvanhouse@deloitte.com

財務担当役員向け説明会

お客様のビジネスに影響を与える重要な開発に関する貴重な洞察を提供する、デロイトのライブWebキャストである"Dbriefs"にご参加ください。『財務担当者向け報告書』シリーズでは、財務報告、税務会計、事業戦略、ガバナンス、リスクなどのトピックを取り扱っています。また、Dbriefsでは、CPEクレジットを取得するための便利で柔軟な方法も提供されています—あなたは自分の席に座っていただければいいのです。

定期購読

Dbriefを購読する場合、またはデロイトの会計・報告サービス部門が発行する会計出版物を受け取る場合は、[My.Deloitte.com](https://my.deloitte.com)へアクセスしてください。

デロイト会計研究ツール

Deloitte Accounting Research Tool (DART) は、会計および財務情報に関する開示資料の包括的なオンラインライブラリです。これには、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、SECの資料に加え、デロイト自身の会計マニュアルやその他の解釈指針や出版物が含まれています。

営業日毎に更新されるDARTは、直感的なデザインと強力な検索機能を備えており、ユーザーはいつでも、どのデバイスやブラウザからでも情報をすばやく見つけることができます。ユーザーは、App StoreまたはGoogle PlayからデロイトモバイルアプリのDARTをダウンロードして、デスクトップとモバイルデバイス間でシームレスに作業することもできます。

DARTのコンテンツの多くは無料で利用できますが、加入者はDeloitteのFASB会計基準コディフィケーションマニュアルなどのプレミアムコンテンツにアクセスすることができます。DARTの加入者などは、最新のニュース記事や出版物、その他のDARTへの追加情報へのリンクを提供するWeekly Accounting Roundupを購読することもできます。詳細、またはプレミアムDARTコンテンツの30日間無料トライアルにサインアップするには、dart.deloitte.comにアクセスしてください。



注：本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記載事項を優先します。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数の指しします。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited